

公益財団法人川越市施設管理公社ホームページ掲載広告表現基準

平成25年10月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人川越市施設管理公社（以下「公社」という。）ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の表現等に関し、公社ホームページ掲載取扱要綱に規定する事項のほか、遵守すべき基準について定めるものとする。

(禁止する表現)

第2条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) プルダウンメニューを模した表現
- (5) 公社および川越市の実施する事業名に類似した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、または利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(その他の基準)

第3条 前条に掲げるもののほか、利用者への適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げるに事項を遵守するものとする。

- (1) アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの、または画面が点滅するものは、切り替え、または点滅の感覚を2秒以上確保すること。
- (2) 画面の切り替えを行う場合には、明度差（コントラスト）が大きすぎないように十分配慮すること。
- (3) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の範囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (4) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと

(公社ホームページとの区分)

第4条 事項の表現については、ユーザーが公社ホームページコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 公社ホームページと類似のデザイン・色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが公社の事業であると誤解しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

附 則

この要綱は平成25年5月25日から施行する。